

まちづくりの基本指針 市民会議提案・事務局素案 対照表

市民会議提言書	11.5 事務局修正案
<p>第2章 まちづくりの基本理念</p> <p>第4条 子ども</p> <p>(1) 花巻にとって、すべての子どもは貴重な財産です。すべての子どもは年齢に応じて守られ、健やかに育ち、教育を受け、一人の人格として自由に考え、発言し、活動する権利があります。</p> <p>(2) 市民、市議会及び市は、すべての子どもが自然に触れ、健全な環境のもとで健やかに育つことを保障します。</p> <p>第5条 生存</p> <p>「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」の精神に基づき、花巻市は平和な地域社会を維持し、安全で安心して暮らし続けるまちづくりを推進します。</p> <p>(1) 花巻には、<u>緑と水と湯の豊かな大自然があります。これらは未来へ継ぐべきかけがえのない財産です。花巻市は、<u>里山や農村風景、歴史ある街並み等を保全しながら、快適な住環境をつくり、自然との共生が可能な循環型の地域社会を目指します。</u></u></p> <p>(2) 市民には、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。適正な人口を維持しつつ、花巻市は、<u>保健、医療及び福祉の充実を推進し、すべての人に優しいまちづくりに努めます。</u></p> <p>(3) 活力に満ちたまちづくりを実現するために、地域経済の活性化と産業振興は必須条件です。花巻市は、<u>農林業を守り育て、商工業、観光業を育成し、企業を育て、また新たに誘致し、産学官の連携による起業を育成します。</u></p> <p>第6条 文化</p> <p>(1) 文化都市として、花巻は優れた遺産を<u>世界に発信してきました。これらの風土や文化は、市民の精神的な支柱であり、今後も継承し守り育てる一方、新しい文化を創造するように努めます。また、郷土愛を育てつつ、異文化を理解して国際感覚を深めます。</u></p> <p>(2) 市民には、各年齢に応じて<u>生涯にわたり学ぶ権利があります。市は、教育の質と量の向上を図り、教育環境を整備します。</u></p>	<p>第3章 まちづくりの基本指針 (まちづくりの基本指針)</p> <p>第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げるまちの実現を目指すものとする。</p> <p>(1) こどもたちの人権が守られ、健全な環境のもとで健やかに成長できるまち</p> <p>(2) 互いをおもいやる心を育て、平和で安心して暮らせるまち</p> <p>(3) 里山や農村風景、歴史ある街並みを大切にし、自然と共生する循環型のまち</p> <p>(4) 一人一人が健やかにいきいきと暮らし、すべての人に優しいまち</p> <p>(5) 地域の産業を振興し、経済の活性化を図る活力に満ちたまち</p> <p>(6) 歴史や伝統、文化を守り、新しい文化を創造するまち</p> <p>(7) 郷土を愛し豊かな心を育て、国際理解をすすめるまち</p> <p>第6条3項(事務局案)に規定</p>

___下線は、前文(事務局案)に組み入れた部分。